

中 建 国 保 に 加 入 し て い る 皆 様 へ

新型コロナウイルス感染症の影響により、
次の要件を満たす方は、**令和3年度の
国民健康保険料が減免**となります。

【保険料**減免の対象**となる世帯・期間】

対 象 と な る 世 帯	対 象 と な る 期 間
令和3年4月1日から令和4年3月31日までの期間に、組合員が新型コロナウイルス感染症にかかった世帯	組合員が新型コロナウイルス感染症にかかった月から3ヵ月間

【届出に**必要な書類**】

- ① 新型コロナウイルス感染症にかかる国民健康保険料の減免に関する申請書（次ページの申請書です）
 - ② 保健所等発行の「就業制限通知書」「就業制限解除通知書」「医師の届出に基づく通知書」等、新型コロナウイルス感染症にかかったことが確認できる書類
- ※ 新型コロナウイルス感染症にかかったことにより傷病手当金の支給を受けた場合は、傷病手当金支給申請書の医師の証明により確認を行いますので、②の書類は不要です。

【留意事項】

令和3年度中に新型コロナウイルス感染症により保険料減免の対象となり、年度内に再度かかった場合には、かかった月より保険料減免の対象とします。

【申請書の**提出期限**】

令和4年4月25日に中建本部に届いている必要があります。お早めに各支部・出張所にご提出ください。

詳しくは所属の支部・出張所にお問合せください。

